

デジタルチラシ掲載基準

令和7年11月1日

第1条 本基準は、すぎなみ地域コム「デジタルチラシコーナー」へのチラシ掲載可否を審査するための基準として定める。

第2条 全てのチラシに関する表示の統一基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 掲載するチラシの内容は、「杉並区の地域活動」に関するものであること。
- (2) チラシを投稿する登録団体は、チラシに団体の正式名称及び連絡先を明示すること。
- (3) 投稿されたチラシによって宣伝されるイベント及び講座等の主催者は、投稿主である登録団体と同一であること。
- (4) 開催日時、会場、対象者、定員等の必要な情報が漏れなく記載されていること。
- (5) 恒常的な団体の宣伝及びメンバー募集等を目的としたものは掲載しない。
- (6) 営利を目的としたものは掲載しない。
- (7) 目的が不明瞭なものは掲載しない。
- (8) 具体的根拠なく「完全」「絶対」「最大級」等の断定的表現を使用しているものは掲載しない。
- (9) 官公庁及び公的機関の公認(後援等)・推奨・保障・指定表現について、実際に許可、契約、指定されていないものは掲載しない。
- (10) 著作権等いわゆる知的財産権に係る内容については、使用許可を得ているもののみ掲載すること。
- (11) 参加にかかる費用は、総額を表示すること。

第3条 本基準により区がチラシ掲載に関する審査を行う場合は、本基準のほか関係法令等の規定や区民への影響、公共性、公益性、社会通念等に十分配慮した上で、解釈・適用を行うものとする。

第4条 チラシ掲載団体のWEBページにリンクをするチラシや二次元コード等によりWEBページへ誘導するチラシの掲載については、すぎなみ地域コムに掲載するチラシのみならず、当該チラシのリンク先であるWEBページの内容についても、本基準を準用し、掲載の可否を判断することができる。

第5条 次の各号に掲げる内容のものは掲載しない。

- (1) 公共性や品位を損なうおそれのあるもの又は区及び他自治体並びに関係団体が実施する事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人的宣伝に係るもので、次のいずれかに該当するもの
 - ア 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - イ 宗教団体の布教推進又は寄付金収集を目的とするもの
 - ウ 国内世論が大きく分かれているもの
 - エ 迷信又は非科学的な事象に類するもので、区民を惑わす、又は区民に不安を与えるおそれのあるもの
- (3) その他公の秩序又は善良の風俗に反するなど、チラシとして不適当と認められるもので、次のいずれかに該当するもの
 - ア 基本人権を侵害するおそれのあるもの
 - (ア) 人権侵害、差別、名誉毀損するもの又はそのおそれがあるもの
 - (イ) 他者を誹謗中傷・排斥するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 参加者への被害を未然に予防するため、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 法律及び法令で禁止されている行為を含むもの

- (イ) 誇大な表現や根拠のない表示、誤解を招くような表現を含むもの
 - (ウ) 射幸心を著しくあおるようなもの
 - (エ) 虚偽の内容が表示されているもの
 - (オ) 国家資格等に基づかないものが行う療法等・法律の定めのない医療類似行為を含むもの
 - (カ) イベント及び講座開催における責任の所在が明確でないもの
 - (キ) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく開催されているもの
 - (ク) チラシの内容が明確でないもの
- ウ 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- (ア) 水着姿及び裸体姿等、チラシの内容に無関係で必然性のない表現を含むもの
 - (イ) 暴力や犯罪を肯定・美化し助長するような表現のもの
 - (ウ) 残酷・醜悪な描写など、不快感を与えるおそれのある表現のもの
 - (エ) 暴力又はわいせ�性を連想・想起させる表現のもの
 - (オ) 賭博等を肯定する表現のもの
 - (カ) 人体、精神又は教育に有害な表現のもの
- エ その他区が不適当と判断したもの

- 第6条 内容審査を行う際、団体及びイベント・講座ごとの掲載基準は次の各号に掲げるとおりとする。
- ア 語学に関するチラシについて、安易さや受講料の安価さを強調する表現を使用しているものは掲載しない。
- イ 「大学」「専門学校」「塾」等の名称を用いている場合、その実態及び内容が不明確なものは掲載しない。
- ウ 講座の募集に関するチラシについて、講座と見せかけて商品及び材料の売り付けや資金集めを目的としているものは掲載しない。
- エ 食品に関するチラシについて、医薬品と誤認されるような効能・効果を表示しているものは掲載しない。
- オ 上映会や講演会等のチラシについては、以下の(ア)～(カ)の通りとする。
- (ア) 暴力、賭博、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。
 - (イ) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
 - (ウ) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
 - (エ) 内容を極端にわい曲する、又は一部分のみを誇張した表現等を使用したものは掲載しない。
 - (オ) ショッキングなデザインを使用したものは掲載しない。
 - (カ) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- カ 宗教行事に関するチラシについては、以下の(ア)～(ウ)の通りとする。
- (ア) 宗教活動に関わりのないイベントについては掲載する。
 - (イ) 宗教行事ではあるが、地域の伝統行事になっているもの又は国民的催事で広く認知されているものは掲載する。
 - (ウ) 出版物の広告及び当該宗教団体の布教目的にあたるものは掲載しない。
- キ その他、区が不適当と判断したものは掲載しない。